

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直し等に係る  
有価証券上場規程等の一部改正について

2024年3月28日  
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2024年4月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）の施行により四半期報告書（第1・第3四半期）が四半期決算短信に「一本化」されることを踏まえ、当取引所が2023年11月に公表した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」に沿って、四半期開示の見直し等に関して、所要の上場制度の整備を行うものです。

II 改正概要

1. 四半期開示の見直し

(1) 四半期決算短信の取扱い

① 開示事項

- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る決算の内容の開示において、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）として、少なくとも以下の事項を開示することとします。
  - a 四半期連結貸借対照表
  - b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
  - c 継続企業の前提に関する注記
  - d 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
  - e 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示に関する注記
  - f 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記
  - g セグメント情報等の注記
  - h キャッシュ・フローに関する注記（任意に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く）

（備考）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第404条第2項、有価証券上場規程施行規則（以下「規程施行規則」という。）第405条第1項、別添9

② 公認会計士又は監査法人による期中レビュー

- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）による期中レビューを受けることは原則として任意とします。
- ・ 例外として、以下のいずれかの要件に該当した場合には、要件に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間に開示する四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対し、公認会計士等による期中レビューを受けることとします。
  - a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（期中レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（期中レビューの結論）が付される場合
  - b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
  - c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
  - d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
  - e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の中間財務諸表に対して期中レビュー報告書が添付される場合
- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受ける場合には、年度財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等による期中レビューを受けることとし、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書を添付するものとします。

・ 規程第404条第3項及び第4項、第438条第2項、規程施行規則第405条第2項

・ 規程第404条第4項、第438条第2項、規程施行規則第405条第3項

(2) 上場規則の実効性の確保

① 上場会社による調査及び調査結果の報告

- ・ 上場会社は、当取引所が必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の当取引所への報告を行うものとします。

・ 規程第415条第2項

② 公認会計士等との情報連携の強化

- ・ 上場会社は、当取引所が、実効性確保措置の検討に必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む）に対して事情説明等を求める場合には、それに協力するものとします。

・ 規程第511条

③ 特別注意銘柄の指定要件の追加

- ・ 特別注意銘柄の指定要件として、四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に期中レビュー報告書が添付される場合であって、当該期中レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載されたときを追加します。

・ 規程第503条第1項第2号c

(3) その他

- ・ 四半期報告書が廃止されることに伴う所要の見直しを行います。

・ 規程第2条第43号の2、施行規則206条第9号等

2. その他

(1) 「買収防衛策」の用語の見直し

- ・ 「買収防衛策」の用語を「買収への対応方針」又は「買収への対抗措置」に改めます。

・ 規程第2条第80号及び第80号の2、第440条等

(2) その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 2024年4月1日から施行します。
- ・ 1. (1)、(2) ③、及び(3) に関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間を含む四半期累計期間又は中間会計期間から適用します。

以 上